栗東市紙おむつ費用助成事業(助成券)フロー

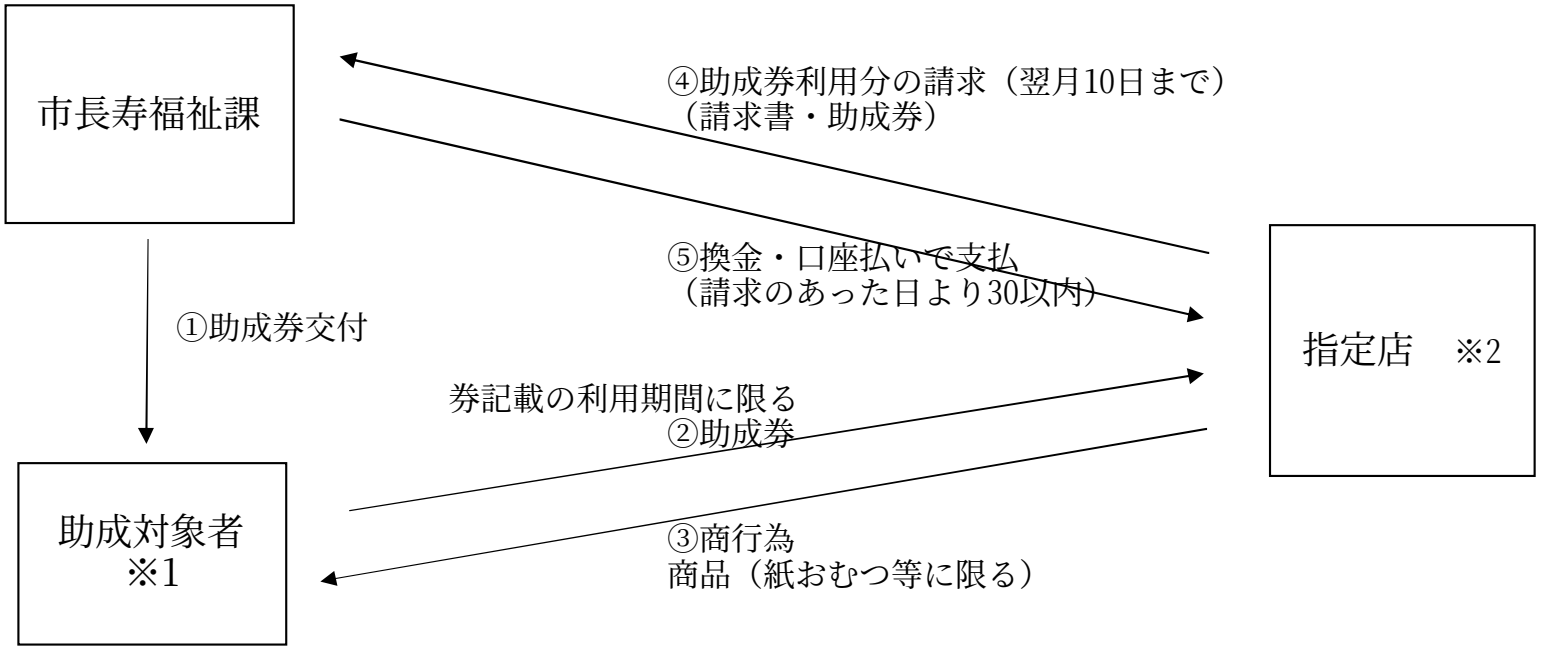

①助成券は、市が対象者へ直接交付する。
②-1助成券は、500円×10枚とし、500円以下の使用に際して、釣り銭は出さないものとする。
②-2助成券毎に記載している利用期間内でしか使用できません。
③-1助成券受領の際には、助成券が有効となる利用期間を確認の上、その都度必ず助成券利用日を記載すること。
③-2利用期間以外の使用は認められない。指定店の責任において、受け取りの際に使用させないでください。
③-3成人用紙おむつ・成人用紙パンツ・尿取りパッド以外の購入には使えません。
④毎月の実績報告により現金を支払う。(翌月10日までに請求下さい。)
⑤請求後30日以内に指定の口座へ支払います。